

# 土地利用基本計画の変更について

平成26年3月

沖縄県

別紙様式  
変更内容説明書

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	109,941	48.3%	5		5	109,946	48.3%
農業地域(b)	134,267	59.0%			0	134,267	59.0%
森林地域(c)	113,719	50.0%	16	31	△ 15	113,704	49.9%
自然公園地域(d)	47,003	20.6%			0	47,003	20.6%
自然保全地域(e)	1,038	0.5%			0	1,038	0.5%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	405,968	178.3%	21	31	△ 10	405,958	178.3%
白地地域	1,921	0.8%	10	7	3	1,924	0.8%
県土面積	227,664	100.0%			0	227,664	100.0%

注1: 県土面積は、平成24年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2: 五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

【記載上の注意事項】

- 1) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「面積(ha)」には、整数値を記載する。
- 2) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「割合(%)」の数値は、小数点第1位まで記載する。
- 3) 「現行計画の面積」と「変更後の計画面積」に記載する県土面積は一致させる。
- 4) 「変更する面積」欄には、変更する面積のみを記載する(変更がない場合は、空欄とする)。
- 5) 「差引面積(ha)」がマイナスになる場合、数字の前に「△」を付する(「縮小面積」欄の数字の前には「△」を付さない)。

変更地域別概要

(様式1)

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)				変更部分の地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況	白地地域の増減	地目	面積				
					名称	面積								名称
1-1	那覇広域都市地域 (6-3)	那覇市	2						△2	その他	2	泊・新港臨港地区において、当該箇所が公有水面埋立を竣功し、早期に市街化区域編入及び臨港地区を指定する必要があるため	那覇広域都市計画区域区分の変更	沖縄総合事務局との事前協議終了(12月下旬) 沖縄県都市計画審議会(3月)
1-2	那覇広域都市地域 (6-3)	浦添市	3						△3	その他	3	浦添臨港地区において、当該箇所が公有水面埋立を竣功し、早期に市街化区域編入及び臨港地区を指定する必要があるため	那覇広域都市計画区域区分の変更	沖縄総合事務局との事前協議終了(12月下旬) 沖縄県都市計画審議会(3月)
2-1	北部森林地域 (6-1)	国頭村	2		農	2	農用	2		森林	2	現況森林であり、森林としての利用・保全を図る必要があるため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	(2-1 ~ 2-17) ①沖縄総合事務局経済産業部に対する意見照会(11月) ②九州森林管理局に対する意見照会(12月) ③沖縄県森林審議会(12月)
2-2	北部森林地域 (6-1)	国頭村	3		農	3	農用	2		森林	3	現況森林であり、森林としての利用・保全を図る必要があるため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	
2-3	北部森林地域 (6-1)	国頭村	2						△2	森林	2	現況森林であり、森林としての利用・保全を図る必要があるため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	
2-4	北部森林地域 (6-1)	国頭村	1		農	1				森林	1	現況森林であり、森林としての利用・保全を図る必要があるため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	
2-5	北部森林地域 (6-1)	国頭村		3	農	3				水面等	3	他用途転用等により、現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	
2-6	北部森林地域 (6-1)	大宜味村	4		農	4	農用	0		森林	4	現況森林であり、森林としての利用・保全を図る必要があるため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	
2-7	北部森林地域 (6-1)	東村	2		農	2	農用	0		森林	2	現況森林であり、森林としての利用・保全を図る必要があるため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	
2-8	北部森林地域 (6-1)	東村	2		農	2	農用	2		森林	2	現況森林であり、森林としての利用・保全を図る必要があるため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	

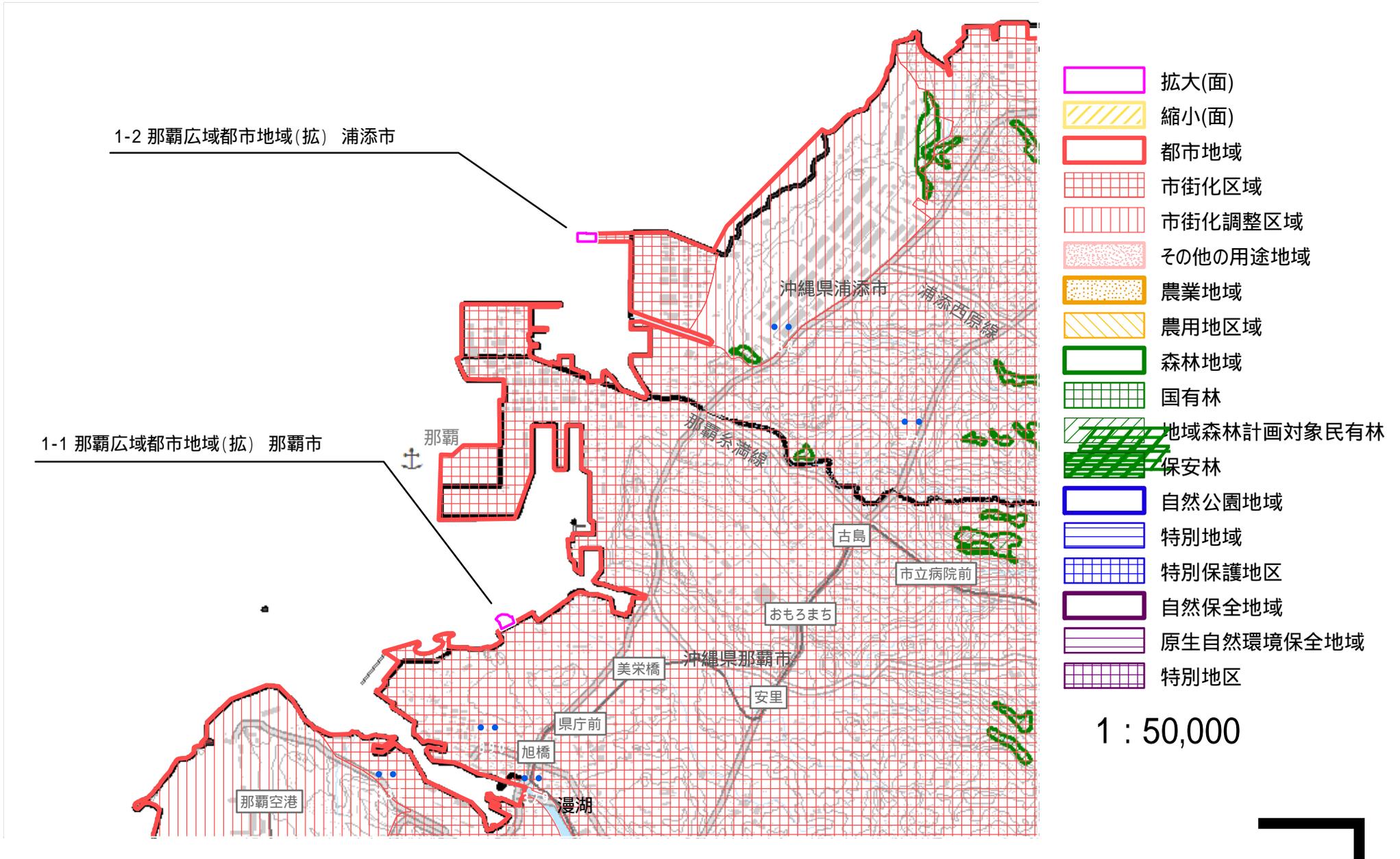
図面精度向上による森林区域からの削除  
(森林簿からは除外済みだが、森林計画図から除外されていなかった箇所)

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)				変更部分の 地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域と の重複		細区分の 指定状況		白地地 域の増 減	地目				面積
					名称	面積	名称	面積						
2-9	北部森林地域 (6-2)	名護市		2	都農	2	農用	2		その他	2	他用途転用等により、現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	北振第6760-2号(H24.3.30) 完了年月日 H25.3.29
2-10	北部森林地域 (6-2)	名護市		1	都農	1	農用	1		その他	1	他用途転用等により、現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	北振第6760-2号(H24.3.30) 完了年月日 H25.3.29
2-11	北部森林地域 (6-2)	恩納村		1	農公	1	公特	1		道路	1	他用途転用等により、現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	国有地化(国道)による民有 林からの除外
2-12	北部森林地域 (6-2)	恩納村		2	農	0	農用	0	2	道路	2	他用途転用等により、現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	国有地化(国道)による民有 林からの除外
2-13	北部森林地域 (6-2)	恩納村		2	農	2	農用	0		道路	2	他用途転用等により、現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	国有地化(国道)による民有 林からの除外
2-14	北部森林地域 (6-2)	恩納村		1	農	0	農用	0	1	道路	1	他用途転用等により、現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	国有地化(国道)による民有 林からの除外
2-15	北部森林地域 (6-2)	恩納村		4	農	3			1	道路	4	他用途転用等により、現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	国有地化(国道)による民有 林からの除外
2-16	北部森林地域 (6-2)	恩納村		13	農	7	農用	0	6	道路	13	他用途転用等により、現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	国有地化(国道)による民有 林からの除外
2-17	北部森林地域 (6-2)	恩納村		2	農	2	農用	2		道路	2	他用途転用等により、現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	北部地域森林計画 (平成26年度)	国有地化(国道)による民有 林からの除外
合 計			21	31										

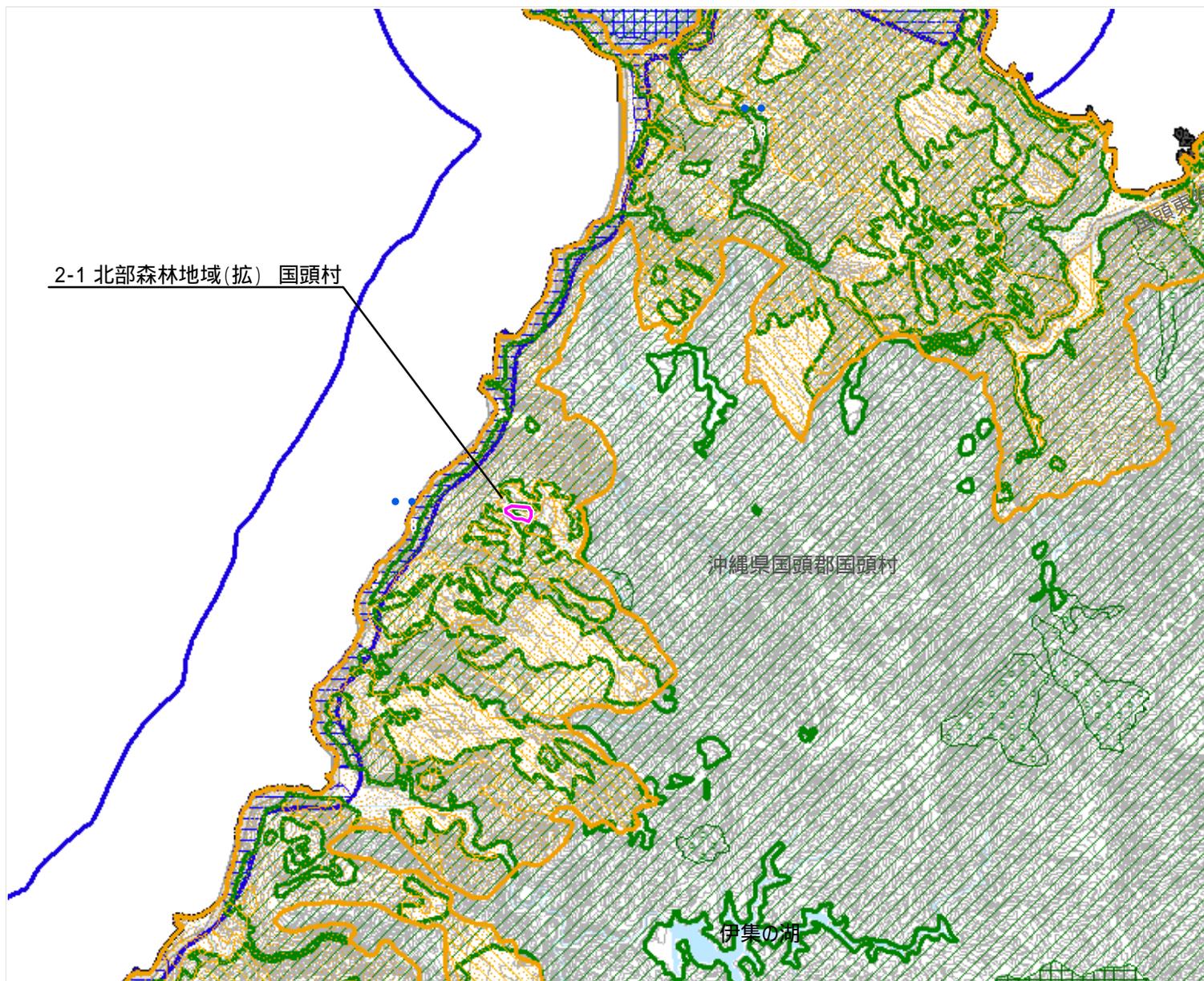
## 2 計画図(変更区域・変更位置図)

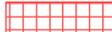
別添参照

# 変更区域図1 (基本計画図6 - 3)



# 変更区域図2 (基本計画図6 - 1)

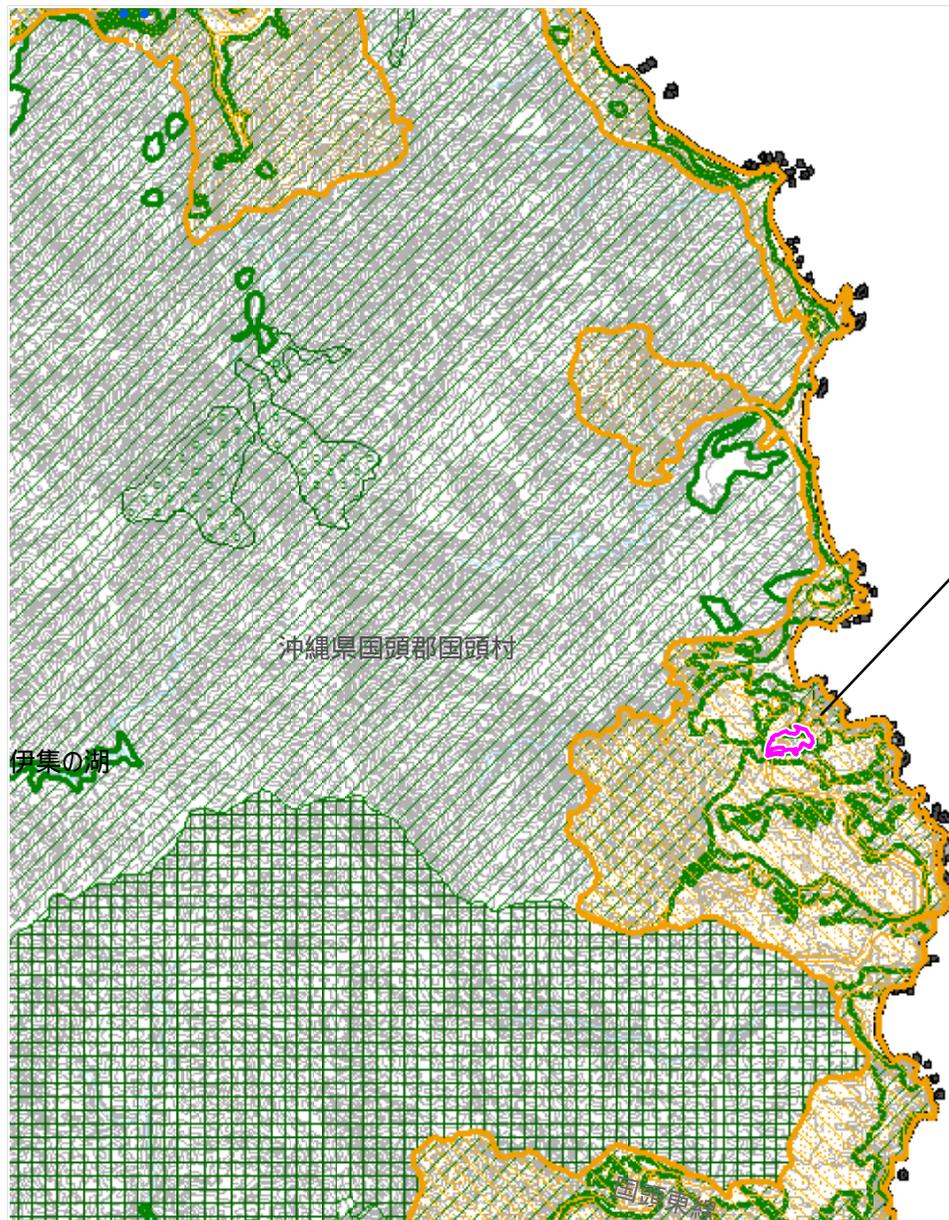


-  拡大(面)
-  縮小(面)
-  都市地域
-  市街化区域
-  市街化調整区域
-  その他の用途地域
-  農業地域
-  農用地区域
-  森林地域
-  国有林
-  地域森林計画対象民有林
-  保安林
-  自然公園地域
-  特別地域
-  特別保護地区
-  自然保全地域
-  原生自然環境保全地域
-  特別地区

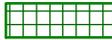
1 : 50,000



# 変更区域図3 (基本計画図6 - 1)



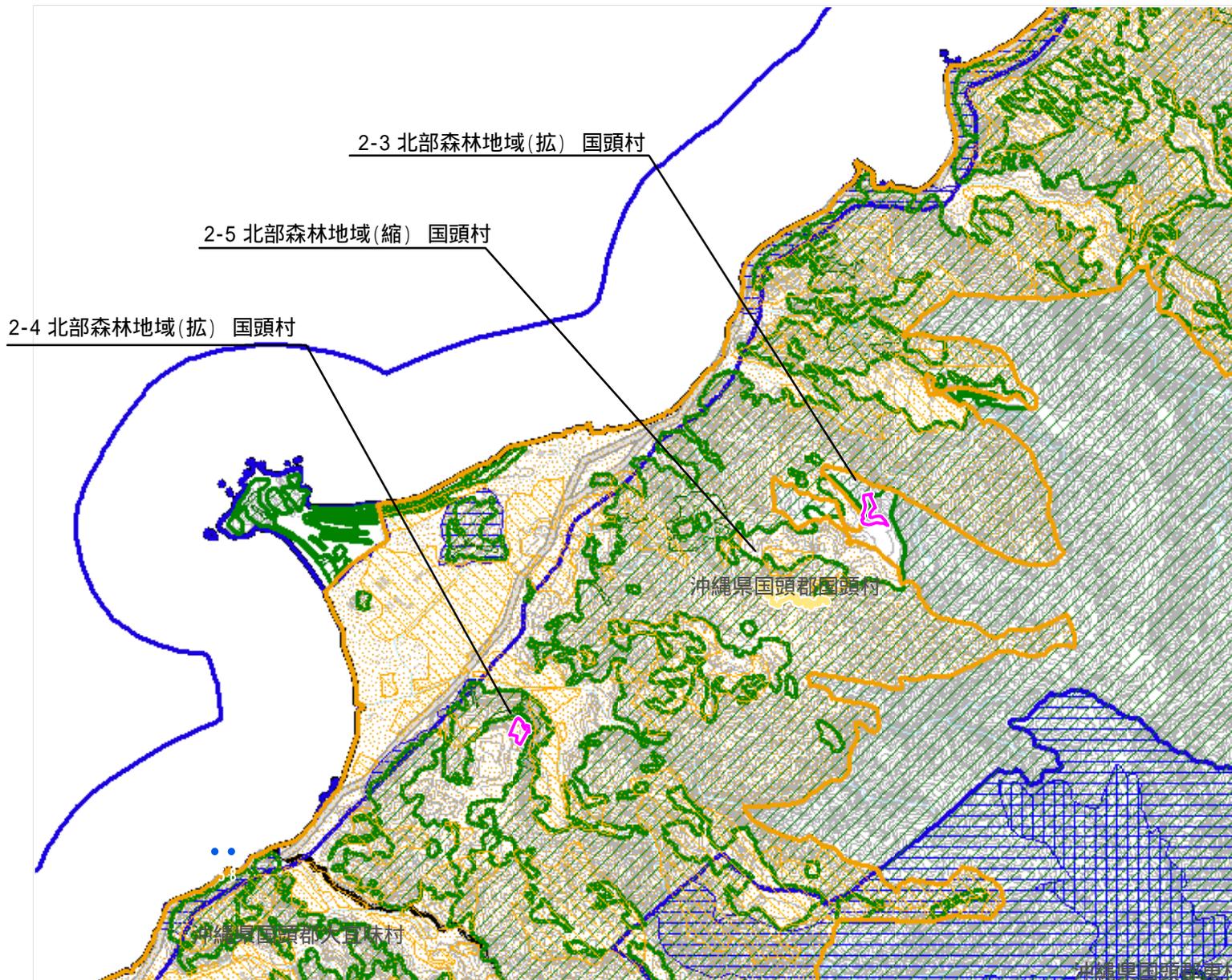
2-2 北部森林地域(拡) 国頭村

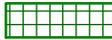
-  拡大(面)
-  縮小(面)
-  都市地域
-  市街化区域
-  市街化調整区域
-  その他の用途地域
-  農業地域
-  農用地区域
-  森林地域
-  国有林
-  地域森林計画対象民有林
-  保安林
-  自然公園地域
-  特別地域
-  特別保護地区
-  自然保全地域
-  原生自然環境保全地域
-  特別地区

1 : 50,000



# 変更区域図4 (基本計画図6 - 1)



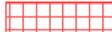
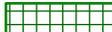
-  拡大(面)
-  縮小(面)
-  都市地域
-  市街化区域
-  市街化調整区域
-  その他の用途地域
-  農業地域
-  農用地区域
-  森林地域
-  国有林
-  地域森林計画対象民有林
-  保安林
-  自然公園地域
-  特別地域
-  特別保護地区
-  自然保全地域
-  原生自然環境保全地域
-  特別地区

1 : 50,000



# 変更区域図5 (基本計画図6 - 1)

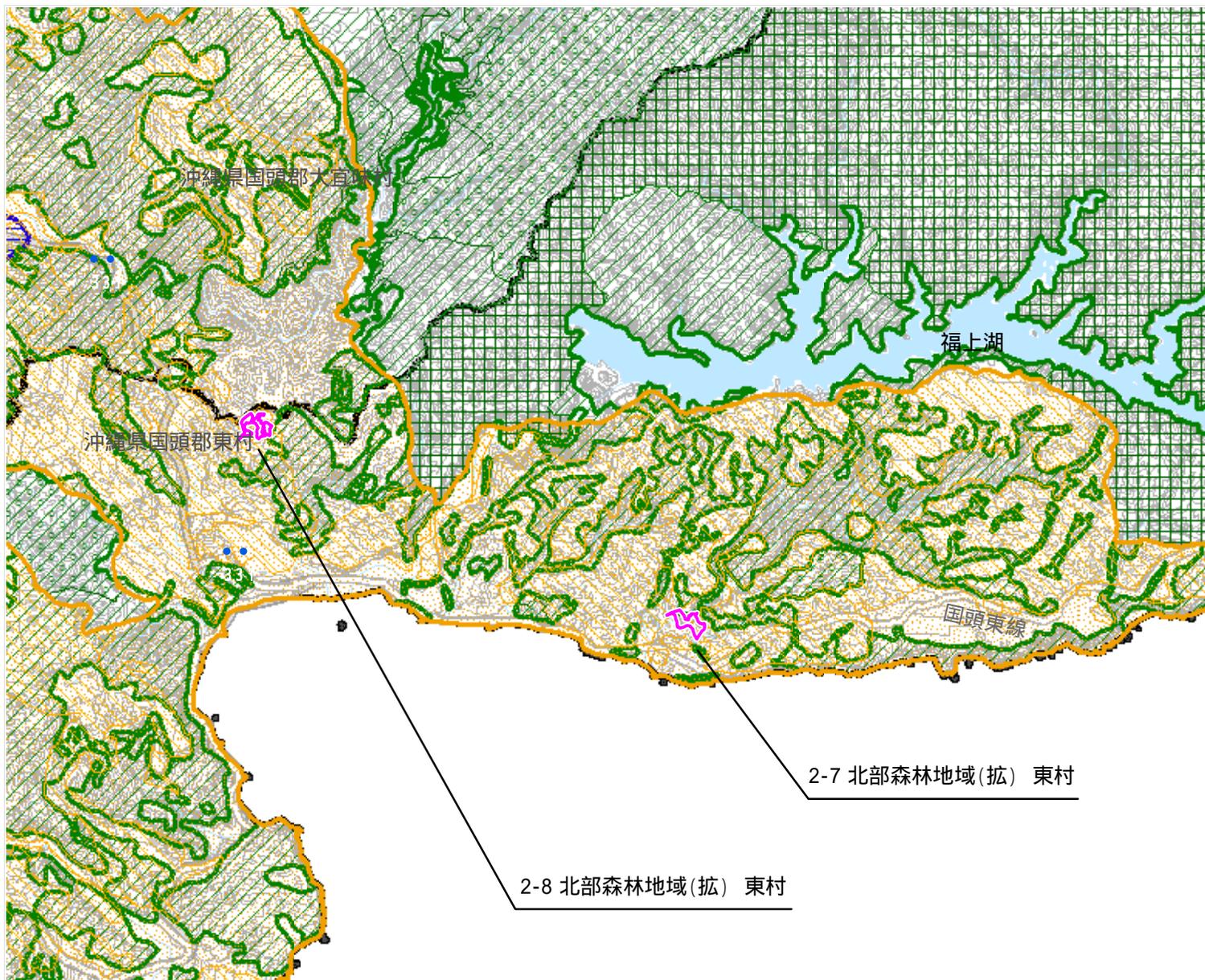


-  拡大(面)
-  縮小(面)
-  都市地域
-  市街化区域
-  市街化調整区域
-  その他の用途地域
-  農業地域
-  農用地区域
-  森林地域
-  国有林
-  地域森林計画対象民有林
-  保安林
-  自然公園地域
-  特別地域
-  特別保護地区
-  自然保全地域
-  原生自然環境保全地域
-  特別地区

1 : 50,000



# 変更区域図6 (基本計画図6 - 1)

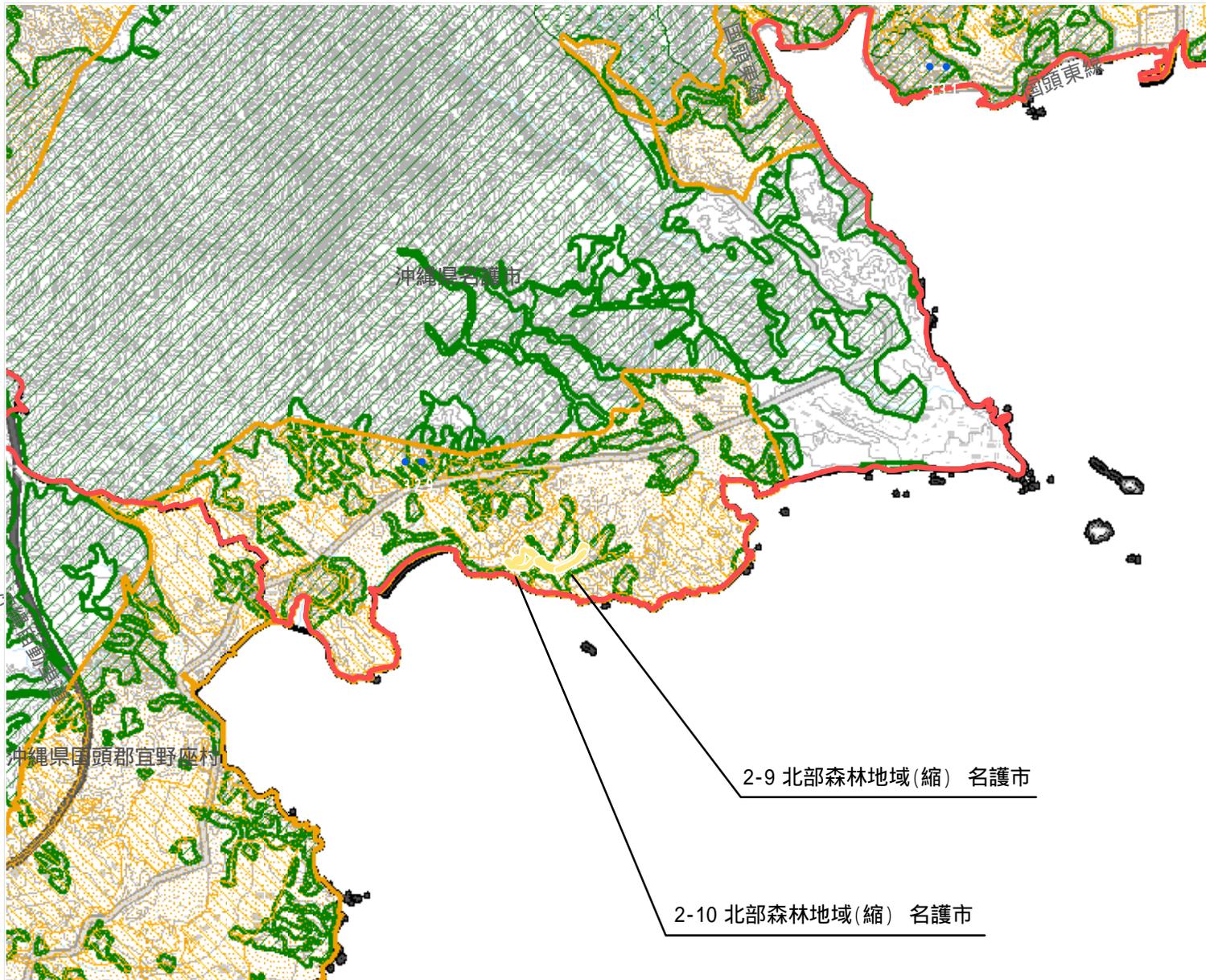


- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区

1 : 50,000



# 変更区域図7 (基本計画図6 - 2)

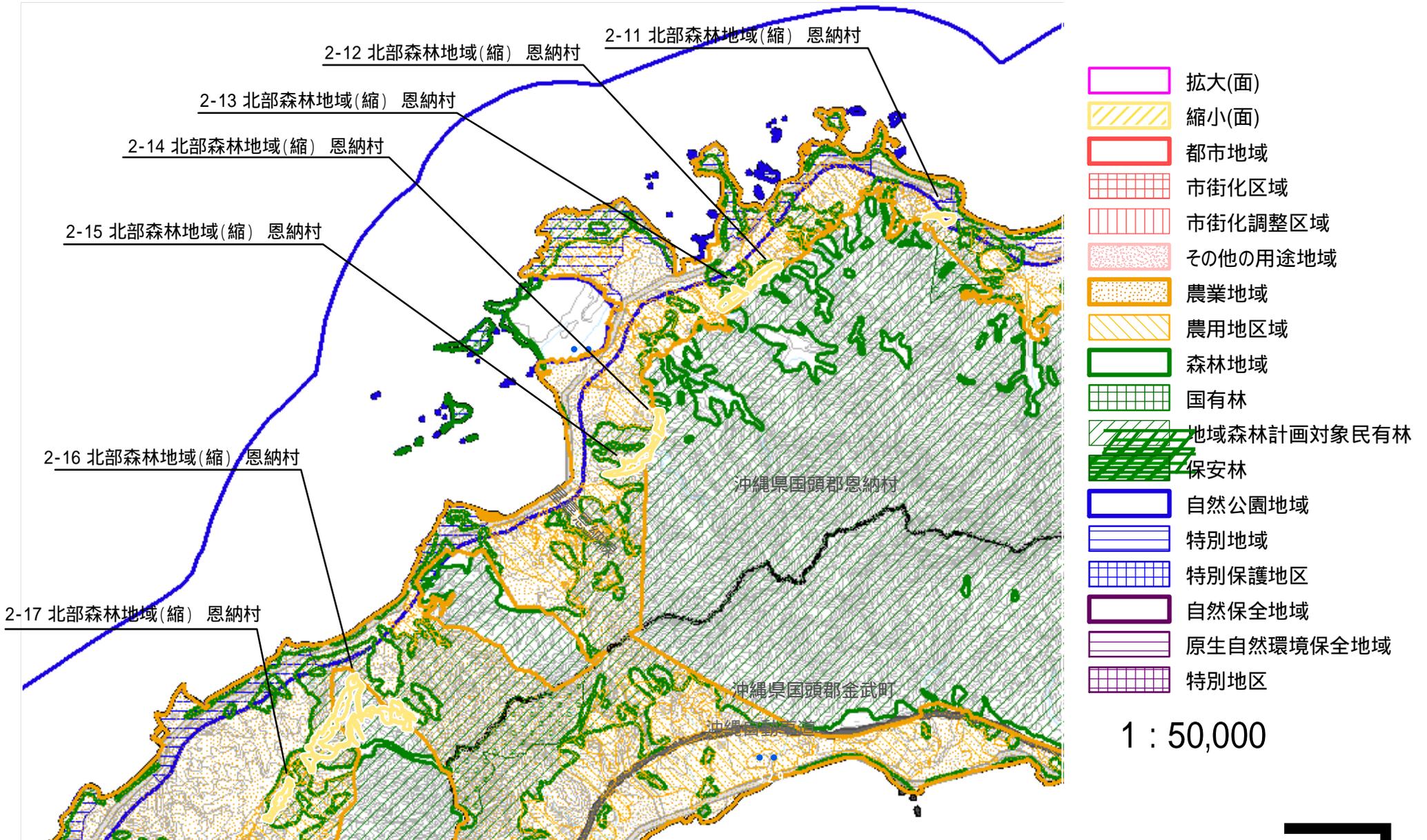


- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区

1 : 50,000

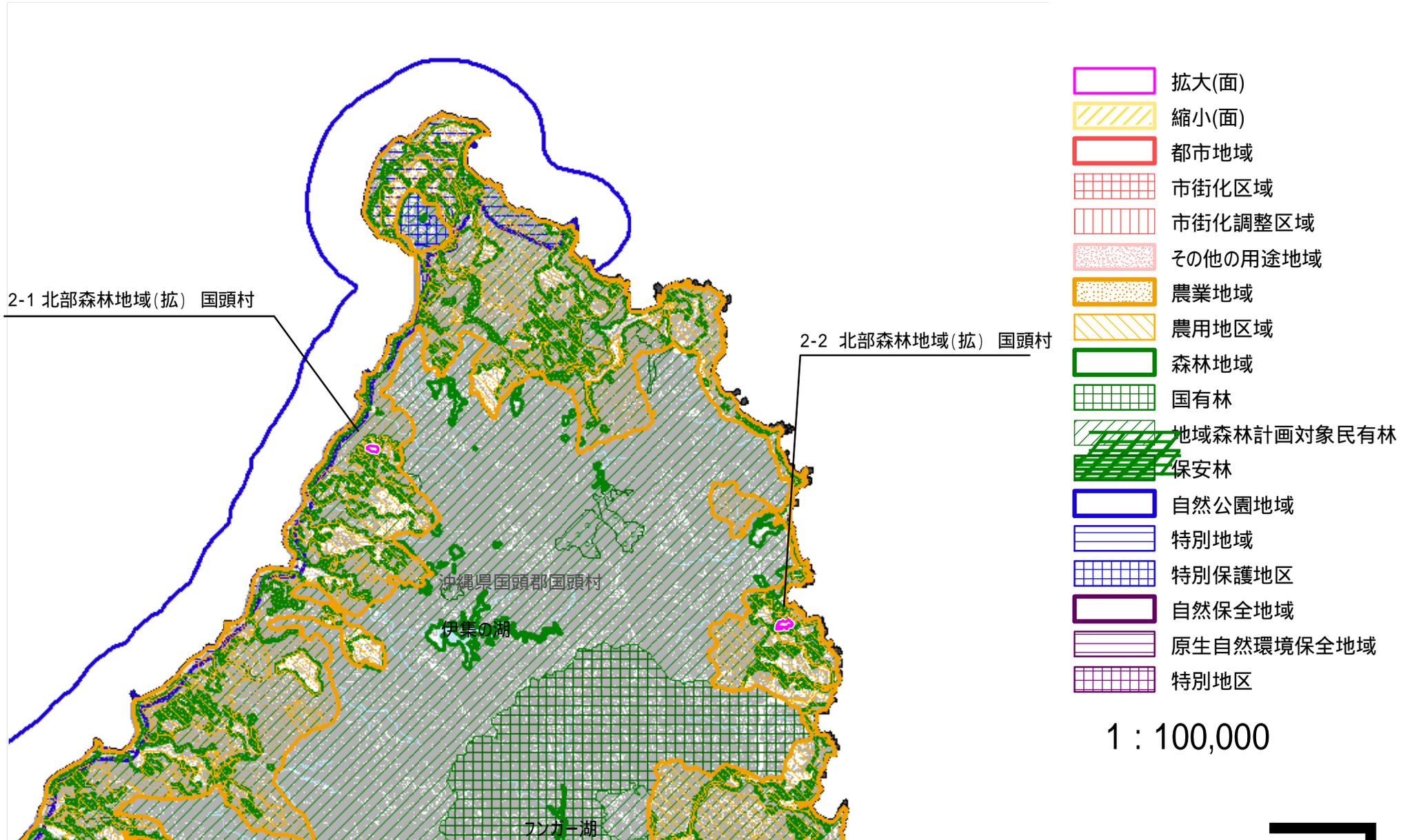


# 変更区域図8 (基本計画図6 - 2)

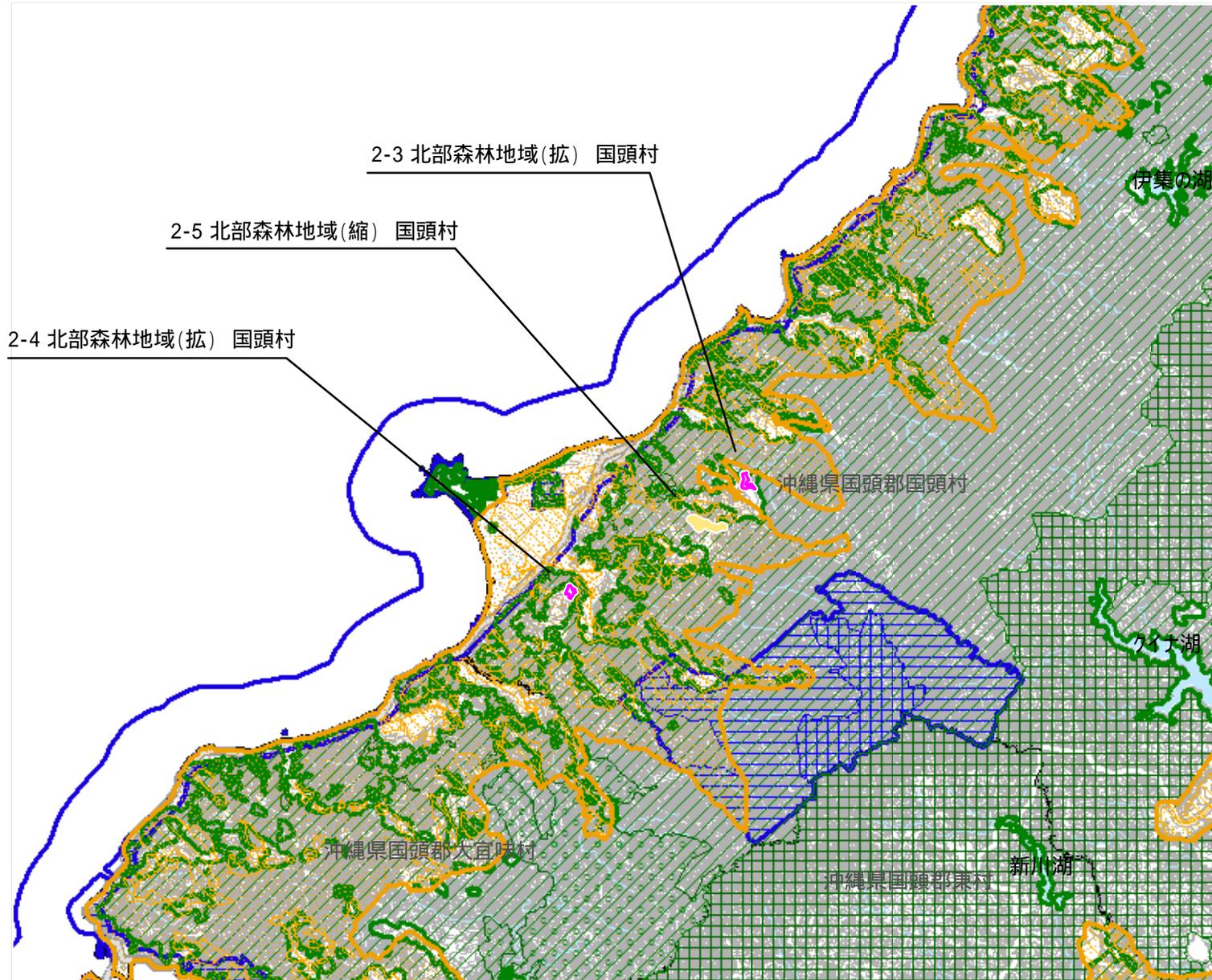




# 変更位置図2 (基本計画図6 - 1)



# 変更位置図3 (基本計画図6 - 1)

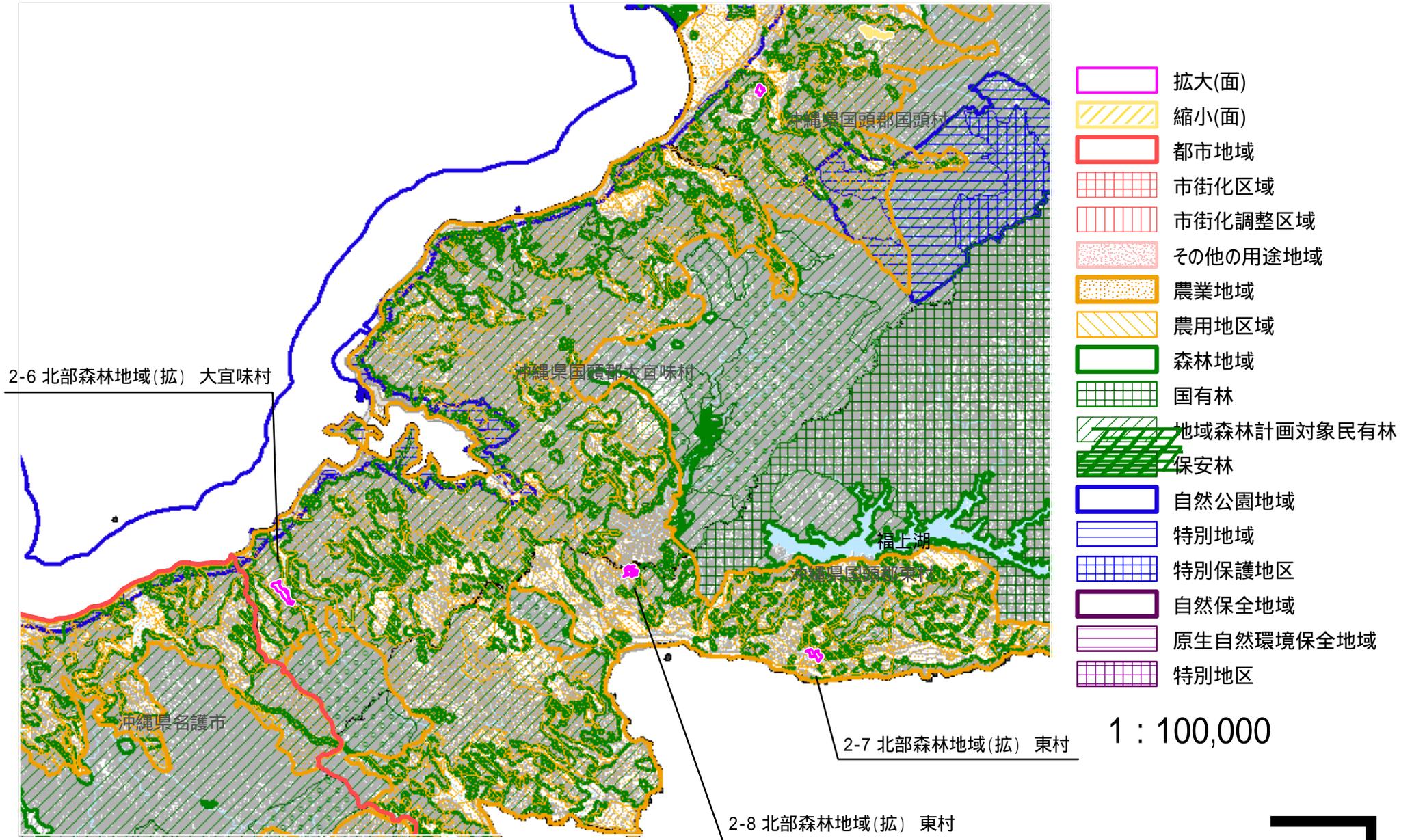


- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区

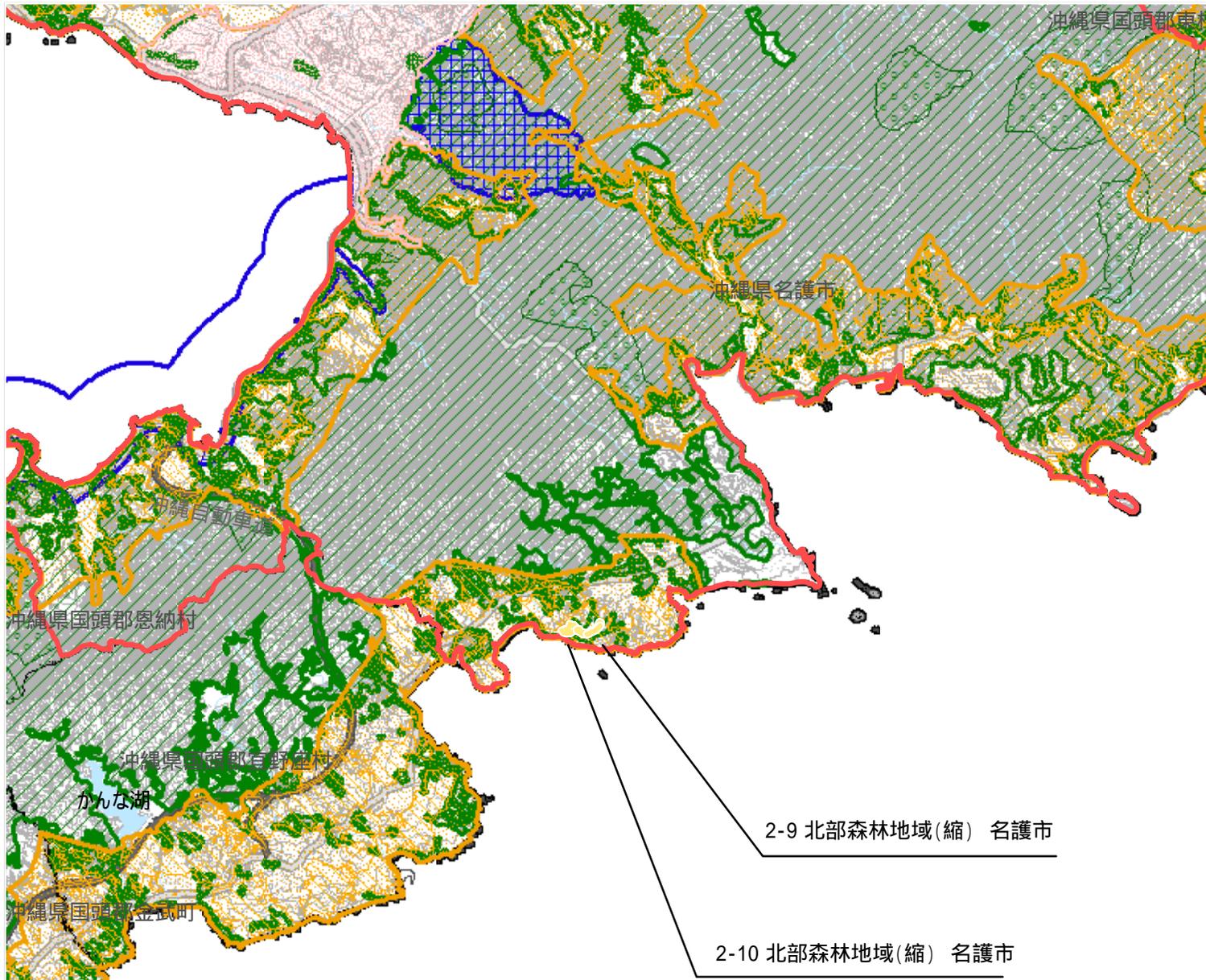
1 : 100,000

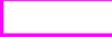
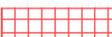
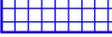


# 変更位置図4 (基本計画図6 - 1)



# 変更位置図5 (基本計画図6 - 2)

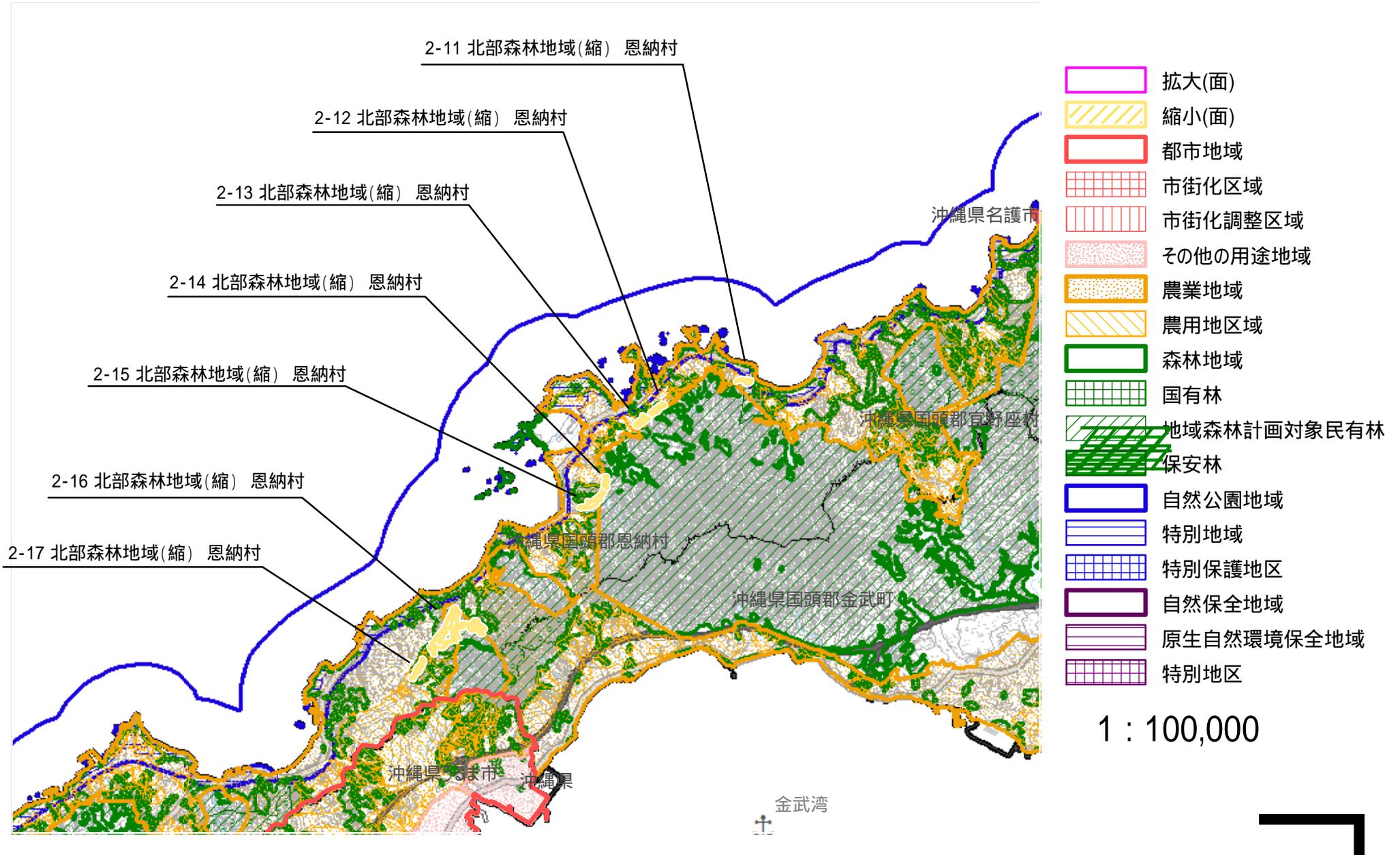


-  拡大(面)
-  縮小(面)
-  都市地域
-  市街化区域
-  市街化調整区域
-  その他の用途地域
-  農業地域
-  農用地区域
-  森林地域
-  国有林
-  地域森林計画対象民有林
-  保安林
-  自然公園地域
-  特別地域
-  特別保護地区
-  自然保全地域
-  原生自然環境保全地域
-  特別地区

1 : 100,000



# 変更位置図6 (基本計画図6 - 2)



### 3 計画書

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
<div data-bbox="259 331 546 411" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">該当なし</div>			

#### 【記載上の注意事項】

「計画書の項目」欄には、以下の項目を記載する。

- ① 土地利用の基本方向
  - ・国土利用の基本方向
  - ・土地利用の原則
- ② 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
  - ・土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
  - ・特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項
- ③ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画等

#### 4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果

##### (1) 市町村(国土利用計画法第9条第11項関連)

市町村名	調整状況
那覇市	済
浦添市	済
国頭村	済
大宜味村	済
東村	済
名護市	済
恩納村	済

##### 【記載上の注意事項】

- 1) 「市町村名」欄の記載は、1(2)の「関係市町村名」欄の記載と整合性を図ること。全市町村に意見聴取を実施した(又は実施する予定)の場合には、「全市町村」と記載する。
- 2) 「調整状況」の欄には、調整が終了した場合は「済み」と、それ以外の場合は「予定」と記載する。

##### (2) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況
沖縄県国土利用計画審議会	済

##### 【記載上の注意事項】

- 1) 「機関名」の欄には、機関名(例:〇〇県国土審議会)を記載する。
- 2) 「調整状況」の欄には、調整が終了した場合は「済み」と、それ以外の場合は「予定」と記載する。